

報道関係者 各位

平成 21 年 11 月 11 日  
社会保険庁社会保険業務センター  
総務部企画調整課

(担当) <sup>きねぶち</sup> 杵渕、鈴木

(電話直通) 03(5344)1109

## 年金給付に関する事務処理誤り等について

### <事案 1> 老齢厚生年金の給付誤りについて

#### 1. 概要

65歳未満の老齢厚生年金の受給者の方が、公共職業安定所へ雇用保険の失業給付を受ける手続きをしたときは、その翌月から失業給付を受け終わるまでの間、老齢厚生年金は支給停止となるが、今般、2名の方について、その支給停止すべき期間の年金を誤って支給していたことが判明した。

#### 2. 原因

平成12年度に行われた年金給付システムのプログラム改修の誤り。

以下の全ての条件を満たす方に限り、一旦、処理された支給停止が誤って解除された。

- ・ 老齢基礎年金を65歳前から繰上げ受給していること。
- ・ 生年月日が昭和16年4月2日以降であること。
- ・ 基礎年金を繰上げ受給している間に厚生年金に加入し、その加入により1年以上の資格期間を満たし、老齢厚生年金の受給権を得たこと。
- ・ 老齢厚生年金の受給権を得た日と同日に退職等により厚生年金の資格を喪失していること。

#### 3. 影響

2名の方の過払い金額 それぞれ2,717円と7,750円

#### 4. 対応

対象者の方には、お詫びのお手紙を送付して正しい支払額をお知らせするとともに、電話で個別にお詫びを行い、過払い金の返納についてお願いしている。

## <事案2> 旧厚生年金保険法の老齢年金の再裁定による給付誤りについて

### 1. 概要

本年10月15日に旧厚生年金保険法の老齢年金の再裁定が行われた方のうち15名の方について、支給停止すべき加給年金額が支給されてしまう誤りが判明した。

### 2. 原因

再裁定を行った方のうち、加給年金額の支給を停止すべき方については、再裁定の処理を行った後、別途、支給停止の処理を行う必要がある。

10月15日に再裁定を行った方については、11月に年金をお支払することとなるため、締切日である10月21日までに支給停止の処理を行う必要があったが、その一部について同日までに処理が行われなかったことによるもの。

### 3. 影響

11月13日にお支払する支給額に過払いが生じる方  
15名（一人当たり平均過払い額 約117万円）

### 4. 対応

対象者の方には、お詫びのお手紙を送付して正しい支払額をお知らせするとともに、電話で個別にお詫びを行い、過払い金の返納についてお願いしている。